

高知県動物愛護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づき設置した動物愛護推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 推進員は、推進員活動を日常行うことができる者で、次のいずれかに該当し、県が実施する「動物愛護推進員養成講習」（以下「養成講習」という。）を受講した者の中から、知事が適当と認める者を委嘱する。

- (1) 高知県動物保護推進員の委嘱を受けていた者
- (2) 高知県愛玩動物飼養管理士会委員長、NPO動物ネットこうち代表及び社団法人高知県獣医師会会長から推薦のあった者
- (3) 福祉保健所長から推薦のあった者
- (4) その他、知事が適当と認める者

2 知事は推進員に対し、「委嘱状」及び「動物愛護推進員証」（様式1号）を交付する。

3 第1項の養成講習は3年に1回実施する。

(委嘱期間)

第3条 推進員の委嘱期間は3年とする。また、推進員は再任することができ、この場合の養成講習会への出席は任意とする。

(養成講習)

第4条 動物愛護推進員養成講習の内容、時間は、次の表のとおりとする。

内容	時間
動物愛護関係法令	60分
高知県における動物愛護の取り組み	60分
飼養動物に関する相談事例	60分
飼養動物の習性としつけ	60分
飼養動物の疾病と飼育管理	60分

2 知事は、上記の講習内容のうち、すでに知識があるとの判断する者については、当講習の受講を免除することができる。

(推進員の解任)

第5条 知事は、推進員が次の各号いずれかに該当する場合はこれを解任することができる。

- (1) 推進員の業務範囲を著しく超える等、この要綱に反する行為をした場合
- (2) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 本人からの申し出があった場合
- (4) その他、知事が必要と認めた場合

(委嘱状及び動物愛護推進員証の返納)

第6条 推進員は、第5条の規定により解任された場合は、委嘱状及び動物愛護推進員証を知事に返納しなければならない。

(推進員の活動内容)

第7条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う

- (1) 動物愛護教室活動の実施
- (2) 動物愛護週間行事への参加
- (3) 県が実施する子犬譲渡会への協力
- (4) 地域で行う動物愛護及び動物適正飼養の普及啓発活動

2 推進員は、活動計画の連絡及び調整をする目的で県又は協議会が開催する「高知県動物愛護推進員連絡調整会議」(年1回)に出席するものとする。

(報告)

第8条 推進員は、前年度活動の実績を、翌年4月末日までに「動物愛護推進員活動報告書」(様式第2号)により知事に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、要綱実施について必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 動物保護推進員設置要綱は、平成17年3月1日に廃止する。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

要綱様式第1号

		第	号
動物愛護推進員証			
		氏名	_____
		生年月日	_____ 生
上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第21条の規定に基づく動物愛護推進員であることを証する。			
		年	月
(有効期限		年	月
		日	日)
		高知県知事	印

動物愛護推進員活動報告書
 (年 月 ~ 年 月)

推進員 住所 _____

氏名 _____

活動業務	実施 (参加) 回数	内容等		その他(活動中 に思ったこと等)
		日時・事業名	実施内容	
動物ふれあい 教室	回			
動物愛護週間 行事	回			
子犬の譲渡会	回			

活動業務	実施 (参加) 回数	内容等		その他（活動中に思ったこと等）
		日時・事業名・主催者	実施内容	
地域で行う動物愛護及び動物適正飼養の普及啓発活動	回			
連絡調整会議等への参加	回			
その他				

[その他連絡事項等]